

公 示

公示第 4 1 号

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」の一部改正について

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」（令和 8 年 7 月 2 2 日付け公示第 3 3 号）
を別紙のとおり一部改正する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

北陸信越運輸局長 田中 賢二

別紙 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について

新	旧
公 示 公示第 3 3 号 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について 「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 3 7 号）別紙 1. 対象地域に基づき、軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものを除く。）の導入を認める対象地域等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和 8 年 7 月 2 2 日 北陸信越運輸局長 佐橋 真人 記 1. 対象地域等 <u>別表</u>「対象地域及び導入可能台数」のとおりとする。 附 則 1. 本公示は、令和 8 年 7 月 2 2 日から適用する。 <u>附 則（令和 8 年 8 月 2 4 日付け公示第 4 1 号で一部改正）</u> <u>1. 本公示は、令和 8 年 8 月 2 4 日以降に受理する申請から適用する。</u>	公 示 公示第 3 3 号 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について 「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 3 7 号）別紙 1. 対象地域に基づき、軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものを除く。）の導入を認める対象地域等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和 8 年 7 月 2 2 日 北陸信越運輸局長 佐橋 真人 記 1. 対象地域等 <u>別表</u>「対象地域及び導入可能台数」のとおりとする。 附 則 1. 本公示は、令和 8 年 7 月 2 2 日から適用する。

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について（令和８年７月２２日公示第３３号）新旧対照表別表

新			旧		
別 表			別 表		
対象地域及び導入可能台数			対象地域及び導入可能台数		
管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数	管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数
新潟	新潟交通圏	営業所の配置台数の２割まで	新潟	新潟交通圏	営業所の配置台数の２割まで
	柏崎市Ａ	営業所の配置台数の５割まで		柏崎市Ａ	営業所の配置台数の５割まで
長野	飯田市Ａ	営業所の配置台数の５割まで	長野	飯田市Ａ	営業所の配置台数の５割まで
	飯田市Ｂ、下伊那郡	営業所の配置台数の５割まで		飯田市Ｂ、下伊那郡	営業所の配置台数の５割まで
石川	<u>金沢交通圏</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>	※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。		
	<u>南加賀交通圏</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
	<u>輪島市、珠洲市、鳳珠郡</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
	<u>七尾市、鹿島郡、輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
	<u>羽咋市、羽咋郡、輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。					